



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年6月9日金曜日 第2881号

◇ 目 次 ◇

登録研修機関の登録..... (障がい福祉課) ... 417
 解除予定保安林..... (森林整備課) ... 417
 土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (東予地方局農村整備課) ... 417
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 418
 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 418
 指定医師の所在地の変更..... (") ... 419
 指定医師の辞退の届出..... (") ... 419

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 420
 愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... (農政課農地・担い手対策室) ... 420

公安委員会規則

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部生活安全企画課) ... 421

告 示

○愛媛県告示第714号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。
 平成29年6月9日

愛媛県知事 中村時広

登録を受けた者の名称	かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
	名 称	所 在 地		
社会医療法人石川記念会	社会医療法人石川記念会 I T O病院	四国中央市上分町788番地1	平成29年5月30日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第715号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月9日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
越智郡上島町生名4239の2、4251の2、4252の2、4252の3、4455の2、4457の2、4458の2、4459の2、4460の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第716号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年6月9日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片上 和彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号
"	宮崎 雄二郎	新居浜市滝の宮町4番35号
"	加藤 武	新居浜市河内町7番21号
"	神野 哲彰	新居浜市政枝町一丁目10番2号
"	永井 純司	新居浜市新田町一丁目14番4号
"	横山 毅	新居浜市一宮町一丁目7番37号
"	真鍋 武司	新居浜市西の土居町二丁目4番17号
"	真鍋 勝義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
"	加藤 光雄	新居浜市河内町2番28号
"	小笠原 賢	新居浜市江口町1番26号
"	神野 克史	新居浜市久保田町一丁目8番26号
監 事	飯塚 信也	新居浜市政枝町一丁目5番1号
"	河野 哲	新居浜市久保田町二丁目7番7号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 哲 彰	新居浜市政枝町一丁目10番 2 号
"	加 藤 良 一	新居浜市久保田町一丁目 3 番26号
"	永 井 純 司	新居浜市新田町一丁目14番 4 号
"	松 木 忠 夫	新居浜市江口町 8 番31号
"	横 山 毅	新居浜市一宮町一丁目 7 番37号
"	佐 野 敏 夫	新居浜市西の土居町二丁目15番18号
"	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目 8 番20号
"	眞 鍋 武 司	新居浜市西の土居町二丁目 4 番17号
"	藤 田 憲 弘	新居浜市江口町14番21号
"	加 藤 武	新居浜市河内町 7 番21号
"	宮 崎 雄二郎	新居浜市滝の宮町 4 番35号
監 事	飯 塚 信 也	新居浜市政枝町一丁目 5 番 1 号
"	河 野 哲	新居浜市久保田町二丁目 7 番 7 号

"	合 田 友 一	新居浜市大島565番地
"	合 田 進 一	新居浜市大島570番地
"	山 本 寛	新居浜市大島甲46番地
"	白 石 宍 美	新居浜市大島134番地
"	内 山 隆 市	新居浜市大島117番地
"	川 上 八重子	新居浜市大島276番地
"	眞 鍋 正 士	新居浜市大島460番地
"	後 藤 一 誠	新居浜市大島91番地
監 事	小 西 国 夫	新居浜市大島271番地
"	野 間 俱 幸	新居浜市大島127番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 達 一	新居浜市大島229 - 1 番地
"	合 田 友 一	新居浜市大島565番地
"	合 田 進 一	新居浜市大島570番地
"	山 本 寛	新居浜市大島甲46番地
"	白 石 宍 美	新居浜市大島134番地
"	内 山 隆 市	新居浜市大島117番地
"	川 上 八重子	新居浜市大島276番地
"	眞 鍋 正 士	新居浜市大島460番地
"	後 藤 一 誠	新居浜市大島91番地
監 事	小 山 清	新居浜市大島117 - 1 番地
"	小 西 国 夫	新居浜市大島271番地

○愛媛県告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 達 一	新居浜市大島229 - 1 番地

○愛媛県告示第718号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
29中局建（開）第11号 平成29年 5 月31日	東温市南野田字天神754番 1	松山市築山町 5 番25号 一 色 綾 子

○愛媛県告示第719号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	愛媛県立今治病院	田 中 真 理	今治市石井町 4 丁目 5 番 5 号	平成 29年 6 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	愛媛県立今治病院	水 本 真 奈 美	今治市石井町 4 丁目 5 番 5 号	平成 29年 6 月 1 日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	市立宇和島病院	河 野 珠 美	宇和島市御殿町 1 番 1 号	平成 29年 6 月 1 日
心 臓 ・ 呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	社会医療法人真泉会 今治第一病院	寺 内 靖 順	今治市宮下町 1 丁目 1 番21号	平成 29年 6 月 1 日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	医療法人誠志会砥部 病院	中 城 敏	伊予郡砥部町麻生40番地 1	平成 29年 6 月 1 日

視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	石 川 未 奈	東温市志津川	平成 29年 6 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	城 戸 龍 樹	東温市志津川	平成 29年 6 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	鳥 飼 泰 彦	東温市志津川	平成 29年 6 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	野 田 遼 太 郎	東温市志津川	平成 29年 6 月 1 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	社会医療法人社団更生会村上記念病院	湯 浅 明 人	西条市大町793番地	平成 29年 6 月 1 日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	社会医療法人社団更生会村上記念病院	竹 林 孝 晃	西条市大町793番地	平成 29年 6 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	愛媛県立南宇和病院	村 上 晃 司	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地 1	平成 29年 6 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西条中央病院	中 川 裕 彦	西条市朔日市804番地	平成 29年 6 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西条中央病院	関 谷 健 佑	西条市朔日市804番地	平成 29年 6 月 1 日

○愛媛県告示第720号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
水 戸 毅	住 友 別 子 病 院	新居浜市王子町3番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成29年 4月1日
川 口 秀 樹	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	平成29年 4月1日
宇 田 高 広	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	平成29年 4月1日
片 山 均	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	三 瀬 医 院	八幡浜市昭和通1182 - 1	平成29年 4月1日
安 部 賢 郎	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	公益財団法人正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13	平成29年 4月1日
中 田 浩 史	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788番地 1	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	平成29年 4月1日
見 崎 浩	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788番地 1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成29年 5月1日
杉 下 博 基	医療法人陽成会広瀬病院	今治市栞志1番26号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第721号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	林 康 人	東温市志津川	平成 29年 4 月 28 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 林 武 史	東温市志津川	平成 29年 4 月 28 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田 原 壮 一 朗	東温市志津川	平成 29年 4 月 28 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	竹 澤 由 起	東温市志津川	平成 29年 4 月 28 日

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部付属病院	山 岡 慎大朗	東温市志津川	平成 29年 4 月28日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部付属病院	山 本 祐 司	東温市志津川	平成 29年 4 月28日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部付属病院	本 田 和 男	東温市志津川	平成 29年 4 月28日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部付属病院	洪 井 勇 一	東温市志津川	平成 29年 4 月28日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年 5 月29日あったので公表する。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成29年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 平成29年 6 月10日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成30年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成29年 6 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入学試験の区分
総合農学科及びアグリビジネス科
- 2 入学試験の期日
 - (1) 総合農学科
 - ア 推薦入学試験
平成29年11月 7 日（火）学科試験及び面接試験
 - イ 一般入学試験（1次募集）
平成30年 1 月18日（木）学科試験及び面接試験
 - ウ 一般入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。
平成30年 3 月 2 日（金）学科試験及び面接試験
 - (2) アグリビジネス科
 - ア 入学試験（1次募集）
平成30年 1 月19日（金）学科試験及び面接試験
 - イ 入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成30年 3 月 2 日（金）学科試験及び面接試験

- 3 入学試験の場所
松山市下伊台町1553番地
愛媛県立農業大学校
- 4 修業年限、募集人員及び受験資格
 - (1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農 産 園 芸 コ ー ス	2 年	55人
果 樹 コ ー ス		
畜 産 コ ー ス		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成30年 3 月に卒業見込みの者を含む。） (2) (1)に掲げる者の他、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者	

- (2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
リーダー養成コース	2 年	10人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者（平成30年 3 月に卒業見込みの者を含む。） (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者（平成30年 3 月に卒業見込みの者を含む。） (3) (1)に掲げる者の他、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者	

- 5 学科試験科目
 - (1) 総合農学科
 - ア 推薦入学試験
小論文
 - イ 一般入学試験（1次募集）
国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学、理科）
 - ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）
国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学、理科）
 - (2) アグリビジネス科
 - ア 入学試験（1次募集）
小論文
 - イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）
小論文
- 6 入学願書受付期間
 - (1) 総合農学科

- ア 推薦入学試験
平成29年10月2日(月)から13日(金)まで
- イ 一般入学試験(1次募集)
平成29年12月4日(月)から15日(金)まで
- ウ 一般入学試験(2次募集)(実施する場合)
平成30年2月5日(月)から16日(金)まで
- (2) アグリビジネス科
 - ア 入学試験(1次募集)
平成29年12月4日(月)から15日(金)まで
 - イ 入学試験(2次募集)(実施する場合)
平成30年2月5日(月)から16日(金)まで
- (3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当

- 該受付期間の締切日までの消印のあるものは受け付ける。
- 7 受験手続
入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。
 - (1) 最終学校の調査書
 - (2) 写真(出願前6か月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの)
 - (3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にとっては、出身高等学校又は中等教育学校の長の推薦書
 - (4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙
- 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年6月9日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略 (<u>ストーカー行為等の規制等に関する法律に関する事務の委任</u>)</p> <p>第3条 公安委員会は、<u>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)</u>第17条第1項の規定により、次の各号に掲げる事務を愛媛県警察本部長に委任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令</u> (2) <u>ストーカー規制法第5条第2項の規定による聴聞</u> (3) <u>ストーカー規制法第5条第3項前段の規定による命令</u> (4) <u>ストーカー規制法第5条第3項後段の規定による意見の聴取</u> (5) <u>ストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知</u> (6) <u>ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分</u> (7) <u>ストーカー規制法第5条第10項の規定により準用する同条第2項の規定による聴聞</u> (8) <u>ストーカー規制法第5条第10項の規定により読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知</u> (9) <u>ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等</u> <p>2 公安委員会は、<u>ストーカー規制法第17条第1項の規定により、</u>次の各号に掲げる事務を警察署長に委任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>ストーカー規制法第5条第3項前段の規定による命令</u> (2) <u>ストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知(同条第3項前段の規定による命令に係るものに限る。)</u> (3) <u>ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等(同法第5条第3項前段の規定による命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)</u> 	<p>第2条 省略</p>

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。